

帝釈峡における観光利用の歴史に見る 自然風景の保護と利用に関する考え方について

徳島大学 学生会員 ○東原正樹
徳島大学大学院 正会員 真田純子

1. 背景・目的

広島県の帝釈地域は、古くから景勝地として地元の人々に知られていた場所である。昭和3年に帝釈川ダムの堰堤増築の契約が山陽中央水電株式会社と帝釈村との間で結ばれた際、景勝が破壊されることを懸念した地元住民の反対運動などが盛んに行なわれたが、最終的に帝釈村内の協議の結果工事着工の許可が下りた¹⁾。そして、このダム開発に関する動きを契機に観光開発に向けた動きが活発化していき、昭和38年には国定公園へ指定された経緯をもつ。ここで、ダム堰堤増築に関して地元住民は「景勝の破壊」を理由に反対していたが、最終的に「遊覧道路を建設すること、風致を損傷しないこと」を条件に工事を許可している²⁾。この事実は今日の我々から見れば、矛盾があるかのようなのである。当時の地元住民は自然風景を観光的に利用するという点に対して、どのような考えをもっていたのだろうか。

そうした疑問から、本研究では帝釈峡のダム開発から国定公園に指定され観光開発の動きが顕著であった昭和50年までの自然風景の保護及び観光利用に対する動きを把握し、当時の人々が帝釈峡の自然環境をどのように利用しようとしていたのか、自然風景の保護と利用に対する考え方を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

文献や当時の新聞記事から帝釈峡におけるダム開発から国定公園に指定されるまでの歴史を記した年表を作成する。そして各々の出来事から帝釈峡の観光利用がどのような経緯の元で行われ利用されてきたのかを当時の人々の言葉などから把握する。観光利用の考えに変化をもたらしたと思われる出来事を把握し、それらを区切りとすることで「観光開発初期」「観光開発中期」「観光開発後期」と3つの時期を仮定し、それぞれの時期から人々の自然風景に対する考え方を読み取っていく。

3. 研究結果

調査の結果、帝釈川ダムが建設された大正8年から堰堤増築問題が終わる昭和5年までを「観光開発初期」、昭和5年から遊覧道路が開通する昭和31年までを「観光開発中期」昭和31年から国民休暇村が開かれる昭和50年までを「観光開発後期」と仮定することとした。

(1) 観光開発初期

秋の観光シーズンに関する記事では「道路は道せまくして（中略）夜はランプにて暗く観客に不愉快を感じしは遺憾⁴⁾」と、観光客に不便がないよう道路環境を整備するよう意識していたことが分かる。また堰堤増築問題に関しての意見では「帝釈峡の生命である溪谷美が全滅することになる⁴⁾」と、帝釈峡の価値が自然風景にあると考えていたことが分かる。

こうした記述などから、帝釈峡の道路問題などの対応などから風景を見に来る人への配慮がなされていたことが分かった。また生活面でも帝釈峡は重要な役割を担っていると書かれていたが、堰堤増築問題時の反対運動を見ると人々は生活の為といって自然風景を損なうことはあってはならないと考えており、地元住民にとって生活の充実が一番に考えられていたわけではないということが分かった。また、堰堤増築問題に関する記事において「溪谷美」「風致」「名勝」「幽境」といった帝釈峡の風景美を指す言葉が多用されていた為、人々に見せる為の自然風景を保存していく考えであったことが分かった。

(2) 観光開発中期

帝釈峡県立公園期成同盟会設立計画の目的では「帝釈峡の施設を充実、名所としての風景を損傷せず遊覧客の便利をはかるため²⁾」と、観光客誘致の際に自然風景が損なわれることは避けなければならないと考えてい

たことが分かる。また遊覧施設の必要性についての記述では「道路にも、旅館施設にも、施設らしいことは何ひとつない(中略)一日も早く道路の改良を計り、遊覧客の吸引策を講ずべき²⁾」と、観光客に来てもらうことが大事でありその為の施設整備が必要であると考えていたことが分かる。

こうした記述などから、帝釈峡の観光開発を行う際、自然風景を損なってはならないとした考えを持ちながらも、郷土の発展の為に積極的に施設を整備し、観光客を呼び込み国内外に広く認知させることを目的とした観光開発の動きが強くなってきている時期であるということが分かった。

(3)観光開発後期

観光に関する問題点の協議において「宣伝よりも道路整備が先決ではないかとの意見⁵⁾」と、周辺設備で不満がないよう徹底したいと考えていたことが分かる。また自然保護に関する考えについての記述では「開発を進める集団施設団地と保護地域をはっきり色分けして計画を推進していく方針⁵⁾」と、自然環境の保護と観光施設開発を切り離して考えていたことが分かる。

こうした記述などから、施設整備を積極

的に行っていく風潮が強まっていることが分かった。これは、国民休暇村誘致の運動などから、周辺地域の過疎解消などの地域活性化を図る為の観光客をはじめとした人口の流入を目的としたものであることが分かった。また、帝釈峡の自然の素晴らしさを利用した計画ではあるが自然風景に関する記述は見当たらないことから、帝釈峡の自然をすでに固定されている要素として捉え利用していく、つまり見てもらう対象となる自然風景でなく自然環境そのものを保護していく考えであるということが分かった。

4. まとめ

どの時期も共通して人々は「自然を核とした観光開発」を意識していたが、時期が変遷していくにつれ言葉の持つ意味合いが変化してきたことが分かった。観光開発初期の人々は自然を自然風景としてとらえ、観光開発は自然風景を見てもらう為に行われるものであると考えていた。しかし、観光開発が進んでいくと自然は自然環境として捉えられるようになり、観光開発は観光客を呼び込む為に行うものだと考えられるようになった。意味合いが変化した要因として、「遊覧道路の開通」「国定公園への指定」などといった自然風景を外的要因から守る機能を有する施設や制度が設けられたことによりこのような変化が生まれたと考えられる。

参考文献

- 1) “東城町史近代現代通史編” 1997 p.479~484. 2) “東城町史近代現代資料編” 1993 p.416~823.
- 3) “神石郡誌続編” 1979 p.755~764. 4) “芸備日日新聞” T13.8.15~S8.6-15 5) “中国新聞” S45.7.26~S50.5.3

表1 帝釈峡年表

年号	月	帝釈峡の出来事	その他の出来事
1918(大正7)	9	本多静六「広島県備後国帝釈峡風景利用策」執筆のため、実地調査	
	12	「史蹟名勝天然記念物」に本多静六の記事「備後帝釈峡の天然橋」が掲載	
1919(大正8)		帝釈川ダム建設が開始	
	5	本多静六「広島県備後国帝釈峡風景利用策」を発行	
1923(大正12)	3	帝釈峡が国から名勝指定を受ける	
1924(大正13)	2	帝釈川ダムが完成	
1928(昭和3)	3	会社と帝釈村の間でダムのかさ上げに関する契約が結ばれる	
		ダムかさ上げ(以下、堰堤増築)に対して反対運動が起こる	
	4	山陽中央水力電気会社が堰堤を増築する許可を内務省に申請	
		本県出身在京名士が中心に帝釈峡保存会を組織	
	5	各関係村永渡新坂が有志会を組織	
	8	堰堤増築出願に対して内務省土木局及び地理課が合同協議を開催	
	8	堰堤増築反対の声を広める為、帝釈峡保存会が各地で演説会を開催	
	9	東京史蹟名勝天然記念物保存会により堰堤増築反対の建土書を提出	
1929(昭和4)	2	地元住民がダムのかさ上げを許可し、工事開始	
1930(昭和5)	1	堰堤保存の陳情書を県知事に提出	
	4	帝釈峡遊覧道路の完成促進に関する陳情	
1931(昭和6)	4		国立公園法が制定される
1933(昭和8)		帝釈峡が県立公園に指定	
	6	帝釈峡県立公園期成同盟会が結成される	
	11	帝釈峡遊覧施設の必要性を提唱する社説	
1936(昭和11)		観光道路建設の全線許可を得、工事を開始	
1939(昭和14)		資材不足の為、道路工事延期を申し出る	
1940(昭和15)	3	戦時中の道路工事中止を決定	
			第二次世界大戦が始まる
1945(昭和20)			第二次世界大戦が終結する
1946(昭和21)		遊覧船組合設立、神龍湖に遊覧船運行	
1950(昭和25)	5	帝釈峡が準国立公園に指定	
1951(昭和26)	2	高松宮殿下が帝釈峡を御来遊	
	11	帝釈峡観光協会が設立	
1954(昭和29)	1	帝釈峡遊覧道路の完成促進に関する陳情書を提出	
	11	帝釈公園道路開設促進陳情書を提出	
1955(昭和30)		国定公園陳情運動がおこる	
1956(昭和31)	5	遊覧道路が開通する	
1957(昭和32)	5	国鉄「湖畔の家」が建設される	
	6		自然公園法が制定される
1963(昭和38)		国定公園及び公園計画決定の申し出がなされる	
	7	帝釈峡が比婆道後帝釈国定公園の一部に指定される	
1969(昭和44)	11	国定公園帝釈峡観光連絡協議会が開かれる	
1970(昭和45)	7	国鉄「湖畔の家」が閉鎖される	
1971(昭和46)		国民休暇村誘致の運動が起こる	
1972(昭和47)	7	豪雨により帝釈峡施設、及び遊覧道路の一部が被害を受ける	
1974(昭和49)	5	ニジマス養魚場の上手の探勝路トンネルが完成	
1975(昭和50)	3	壊れた遊覧道路の迂回路と「柏岩橋」「幕岩橋」が完成する	
	4	帝釈峡への案内標識が作られる	
	10	帝釈国民休暇村がオープン	